

新	旧
<p style="text-align: center;">東京都板橋区公契約条例（素案）</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、板橋区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、労働者等の適正な労働環境を確保し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するとともに、ダンピング等の不当行為の排除を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公契約 区が締結する全ての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。</p> <p>(3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が必要と認める者である公契約を除く。</p> <p>ア 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、その予定価格が1億円以上のもの</p> <p>イ 区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるもの</p> <p>ウ 指定管理協定</p> <p>(5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ウに掲げる者を除く。）</p> <p>（基本方針） 第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保し、適正価格での調達を実現すること。</p> <p>(2) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。</p> <p>(3) 適正な労働条件の確保その他労働環境の整備を促進すること。</p> <p>(4) 談合その他の不正行為を排除すること。</p> <p>(5) 区内事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資すること。</p> <p>(6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">板橋区公契約条例（素案）</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、板橋区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するとともに、労働者等の適正な労働環境の確保、公契約に従事する人材の確保、ダンピング等の不正行為の排除を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公契約 区が締結するすべての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。</p> <p>(3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である公契約を除く。</p> <p>ア 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、予定価格が 円以上のもの</p> <p>イ 区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、予定価格が 円以上のものであって、規則で定めるもの</p> <p>ウ 指定管理協定</p> <p>(5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は委託する者（次号ウに掲げる者を除く。）</p> <p>（基本方針） 第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保し、適正価格での調達を実現すること。</p> <p>(2) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。</p> <p>(3) 適正な労働条件の確保及びその他労働環境の整備を促進すること。</p> <p>(4) ダンピングその他の不正行為を排除すること。</p> <p>(5) 区内事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資すること。</p> <p>(6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。</p> <p>（略）</p>

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第6条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第10条及び第11条並びに別表3の項及び5の項から7の項までにおいて同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

(略)

(特定公契約の解除)

第14条 区長は、次のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。以下同じ。）することができる。

3 削除

(略)

(公契約審議会の設置)

第16条 区長の附属機関として、東京都板橋区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(略)

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めるものとする。

2 受注者は、労働者等に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めるものとする。

(区内の事業者の活用)

第6条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めるものとする。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第10条及び第11条並びに別表第3号及び第5号から第7号までにおいて同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとする。

(略)

(特定公契約の解除等)

第14条 区長は、次のいずれかに該当するときは、当該特定公契約の解除等を行うことができる。

3 区は、第1項の規定による特定公契約の解除等をしたときは、違約金の支払いを求めることができる。

(略)

(公契約審議会の設置)

第16条 区長の附属機関として、板橋区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、区長に答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

(略)

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条、第9条から第15条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第244条の2第5項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定に係る指定管理協定について適用する。

別表（第9条関係）

1 特定公契約に係る労働条件の遵守	特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 特定公契約に係る請負条件	特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件について、1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。
4 労働条件等の区長への報告	特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
5 特定労働者等への周知	特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。 ア この条例が適用される特定労働者

別表（第9条関係）

(1) 特定公契約に係る労働条件の遵守	特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
(2) 特定公契約に係る請負条件	特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件について、前号の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
(3) 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとする
(4) 労働条件等の区長への報告	特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
(5) 特定労働者等への周知	特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。 ア この条例が適用される特定労働者

	等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 3の項の規定の内容 エ 第10条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 第11条の規定の内容			等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 第3号の規定の内容 エ 第10条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 第11条の規定の内容	
6 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第10条の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。		(6) 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第10条の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。	
7 不利益取扱いの禁止	特定受注者及び特定受注関係者は、第10条の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。		(7) 不利益取扱いの禁止	特定受注者及び特定受注関係者は、第10条の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。	
8 報告及び立入調査への対応	特定受注者及び特定受注関係者は、第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。		(8) 報告及び立入調査への対応	特定受注者及び特定受注関係者は、第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。	
9 是正措置	特定受注者は、第13条第1項の規定による区長の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。		(9) 是正措置	特定受注者は、第13条第1項の規定による区長の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。	
10 特定公契約の解除等	区長は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除することができ、区は、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。		(10) 特定公契約の解除等	区長は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除することができ、区は、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。	
11 損害賠償	特定受注者は、10の項の規定により特定公契約を解除された場合において、そ		(11) 損害賠償	特定受注者は、第10号の規定により特定公契約を解除された場合において、そ	

	れによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。			れによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。	
12 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、10の項の規定により特定公契約を解除したときは、特定受注者から違約金を徴収することができること。		(12) 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、第10号の規定により特定公契約を解除したときは、特定受注者から違約金を徴収することができること。	
13 公表	区長は、第15条第1項の規定により、10の項の規定により特定公契約を解除したとき又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第7条第1項若しくは第9条の規定による特定公契約の約定事項に違反していたことが判明したときは、その旨を公表することができること。		(13) 公表	区長は、第15条第1項の規定により、第10号の規定により特定公契約を解除したとき又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第7条第1項若しくは第9条の規定による特定公契約の定め違反していたことが判明したときは、その旨を公表することができること。	
14 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。		(14) 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。	
15 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望する者を雇用するよう努めること。		(15) 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望する者を雇用するよう努めること。	